

令和7年度川口市地域クラブ活動推進モデル事業公募要領

この要領は、川口市地域クラブ活動推進モデル事業を選定するにあたり、「川口市地域クラブ活動推進モデル事業実施要綱第4条及び第8条第3項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第1章 事業内容

1 実施団体等は、次に定める事項を行うものとする

(1) 地域クラブ活動の指導

実施団体等は、指導業務に従事する指導者を確保・派遣し、地域クラブ活動の指導（以下「指導」という。）を、2に定める指導の対象者に行う。

(2) 地域クラブ活動の実施の準備

地域クラブ活動の実施に向けた会議、協議等（研修会やシンポジウム参加を含む。以下「会議等」という。）を行う。

(3) 地域ミーティングへの参加

川口市教育委員会が開催する地域クラブ活動推進に係る地域ミーティングへ参加する。

2 指導の対象者

指導の対象者は、川口市教育委員会の募集に応じた市立中学校に在籍する生徒とする。

3 指導の内容

指導は、スポーツ及び文化芸術活動に親しませ、活動が生徒の自主的、自発的な参加により以下のように行われるものとする。

(1) スポーツ教室等

(2) 文化芸術活動に関する教室等

4 実施事業の種類と実施期間（補助対象期間）、実施回数

(1) 長期モデル事業

第1期【令和7年4月から令和7年8月】と第2期【令和7年9月から令和8年2月】の2期にわたって事業を実施する。

実施回数は実施期間中指導を合わせて10回以上（第1期は4回以上、第2期は6回以上）とする。

(2) 短期モデル事業

令和7年9月から令和8年2月にかけて事業を実施する。

実施回数は実施期間中指導を合わせて6回以上とする。

5 実施日時

指導は、原則として土・日祝日の9時から17時までの間に、1回あたり3時間程度実施するものとし、会議等は、実施団体等が定めるものとする。

6 実施場所

指導は原則として川口市内の施設を使用するものとし、会議等はその限りでない。

7 参加費

各団体は参加費を徴収することができる。ただし、参加者の過度な負担とならないよう配慮する。

8 補助対象経費

補助対象経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料とする。

9 その他

- (1) 活動中の事故等緊急対応のため、実施団体はあらかじめ対応マニュアル、連絡体制を整備し、保護者へ提示すること。
- (2) 保険については、スポーツ安全保険に加入するものとする。ただし、各団体の判断において、スポーツ安全保険と同等以上の内容の保険に加入しスポーツ安全保険への加入に代えることは妨げない。

第2章 応募資格

- 1 本事業に応募できる者は、次のいずれかに該当する団体又は個人とする。
 - (1) 本事業を円滑に実施することができる総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、プロスポーツチーム、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学若しくは企業などの法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）
 - (2) 法人格を有さないが、次に掲げる要件の全てを満たす団体
 - ア 組織の運営方法などを定めた定款・会則等を有すること。
 - イ 予算、決算を的確に行っていること。
 - ウ 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。
 - (3) スポーツ及び文化芸術活動に精通している個人（有資格者、有段者等）
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体及び個人は、応募することができない。
 - (1) 宗教の教義を広めること、儀式行事を行うこと、及び信者を教化育成することを目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
 - (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること目的とする団体
 - (4) 役員等が川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する団体・個人
 - (5) 本事業の実施責任体制が明確でない団体
 - (6) その他公益を害する恐れがある、あるいは生徒を指導する上で不適格と判断される団体・個人

第3章 応募等

1 提出書類

対象事業者は、以下の①から⑤までの書類を川口市教育局学校教育部指導課あて提出するものとする。

提出書類	チェック
① 申請書【様式1】	
② 団体概要報告書【様式2】	
③ 事業計画書【様式3】	
④ 収支予算書【様式4】	
⑤ 応募団体等の定款・規約、または応募個人の指導に係る資格証明書等	

2 応募の種類

応募に際しては、実施を希望するモデル事業について以下の3択から該当するものを選び記入する。

- (1) 長期モデル事業
- (2) 短期モデル事業
- (3) 長期モデル事業、ただし短期モデル事業でも可能

3 留意事項

- (1) 提出書類は全てパソコン等を用いて作成する。また、文字の網掛け等、加工した際に見えにくくなるおそれのある手法は用いない。
- (2) 提出書類の作成に要する費用は、応募者または応募団体で負担する。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- (5) 提出期限後の別紙様式等の提出、差替及び訂正は認めない。
- (6) 以下の別紙様式等は無効となる。
 - ア 本事業の趣旨に適合しないもの
 - イ 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていないもの
 - ウ 提出期限までに提出されなかったもの

4 提出方法

電子メールでデータを提出するものとする。

※電子ファイルは、原則として、Word、Excel のファイル形式で提出する。提出書類でこれによりがたい場合には、PDF形式による提出も認める。

5 提出先

E-mail : 210.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

川口市教育局学校教育指導課 部活動担当 (TEL : 048-259-7661)

6 提出期限

令和7年2月14日(金) 午後5時必着

第4章 募集枠、事業規模

- 1 募集枠は、長期モデル事業5団体程度、短期モデル事業10団体程度とする。
- 2 事業規模は、総額135万円程度、長期モデル事業は1団体につき13万円、短期モデル事業については1団体7万円とする。
 - ※ただし、本事業について予算の減額又は削除があった場合は、この限りではない。

第5章 審査

1 審査基準

教育委員会は、書類審査及びヒアリング審査のうえ、予算の範囲内で実施団体等を選定委員会において選定する。なお、書類審査の基準は以下の通りとする。

	評価項目	評価の視点
1	応募団体等の状況	・本事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っているか。

2	活動実績	・本事業と同種又は類似の活動実績があり、有益な実績を有しているか。
3	事業内容全般	・本事業の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか。
4	活動の実施体制	・各活動において安全に活動できる人員の確保ができるか。 ・団体として、緊急連絡体制が適切に整備されているか。 ・指導者への研修体制等が整っているか。
5	経費、その他	・本事業についての経費が適切に提示されているか。 ・本事業が本市に及ぼす効果として大きなものが期待できるか。 ・本事業の手法等において他団体の取組モデルとなり得るか。 ・様々な活動に広がる可能性を持っているか。

2 審査の結果

実施団体等を選定次第、全ての応募団体等に対して通知する。

第6章 その他

1 遵守事項

(1) 実施団体は、本業務の履行にあたり、以下のガイドラインを遵守すること。

ア スポーツ庁及び文化庁策定の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

イ 埼玉県为学校部活動の在り方に関する方針

ウ 川口市部活動方針

(2) 実施団体等は、本業務上知りえた行政及び個人情報に係る事項を、市の承諾なしに利用し、または第三者に漏らしてはならない。

(3) 本事業の実施後、生徒・保護者・実施団体等を行うアンケート調査に協力すること。

2 留意点

(1) 本事業に係る経理の収支が適正に行なわれているかどうかを判断するため、本事業に係る会計帳簿や領収書等の証拠書類を整備すること。

(2) 本事業の継続が不可能となった場合や法令等に違反する行為があった場合は、補助金交付決定等が取り消されることがある。

3 情報公開・情報提供

補助対象事業については、実施団体等の名称と事業の概要を川口市HPで公表する。

4 スケジュール

事前相談	提出期限までに学校教育部指導課あて連絡のこと
審査・補助対象事業の決定	令和7年3月 ・応募書類を受け付け後、審査基準に基づき書類審査及びヒアリングを行い、令和7年3月に決定する。 ・審査後、全ての応募団体に結果を通知する。 ・条件付きの決定となる場合もある。
補助金交付申請手続	令和7年4月以降 随時連絡
補助金交付決定通知	令和7年4月以降
実績報告等期限	令和8年3月以降